

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【公開番号】特開2009-247633(P2009-247633A)

【公開日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-043

【出願番号】特願2008-99883(P2008-99883)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 4 A

A 6 3 F 7/02 3 2 4 B

A 6 3 F 7/02 3 2 4 E

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月6日(2011.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機背面側に設けられるとともに上方が開放され、底部と当該底部の周囲に立設された側壁部とによって形成された領域に遊技球を貯留する球タンクと、

遊技球を前記球タンクから排出する開口部へ向けて下り傾斜させることにより前記球タンクに貯留されている遊技球を前記開口部へ誘導するものであって、前記球タンクの前記底部に形成された傾斜部と、

前記球タンクから前記開口部を介して排出された遊技球を当該開口部の下方位置において受け止めるとともに、当該遊技球を所定方向へ誘導する誘導通路部と、

前記球タンクの一部を遊技機後方へ突出させて形成されるとともに、前記開口部の少なくとも一部が配置されている突出部と、

前記開口部の上方空間の少なくとも一部について当該開口部よりも上方への遊技球の連続した積み重なりを、前記球タンクの前記側壁部の上端部よりも下方に規制する規制部と、

を備えていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記規制部は、前記開口部から上方に離間させて配置されるとともに、当該規制部よりも上流側からの遊技球の流下方向に対して交差する交差面を有し、

前記交差面は、前記上流側からの遊技球と当接することにより当該規制部より下流側への遊技球の移動を規制する当接面であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記規制部は、前記突出部における遊技機後方側の部位のうち、前記開口部上方の所定高さ位置から上端部までを遊技機前方側へオフセットさせることによって形成されていることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記突出部は、前記開口部の周縁部から立設された内面でありかつ遊技機後方側ほど前記誘導通路部が誘導する前記所定方向へ向かって湾曲している湾曲面を有し、

前記誘導通路部における当該湾曲面の下方に位置する部位には、遊技機後方側ほど前記

誘導通路部が誘導する前記所定方向へ向かって湾曲している湾曲面が設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 3 いずれか 1 に記載の遊技機。